

教育実習受け入れについて

大阪府立中央聴覚支援学校

1. 教育実習生受け入れの条件（☆は必須。1）～3）は、一つ以上あてはまるものとする）

☆ 聴覚障がい教育の専門性を身につけたい者。

- 1) 教員志望の意志が強く、特別支援学校教員免許を必要とし、聴覚障害の領域を取得する者。
- 2) 教員採用選考テストにおいて特別支援学校での受験を第一希望としている者。
- 3) 本校卒業生で、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員免許取得をめざす者。

※いずれも手話を学ぶ意欲のある者、本校でボランティア等の活動経験のある者がのぞましい。

2. 教育実習の申し込み期間・受け入れ人数

- 1) 前年度の4月第3週月曜日に申込受付を行う。
- 2) 受け入れ人数が定数に達した時点で受付を終了する。
- 3) その年度内で同一大学4～5名程度とする。（原則 合計人数7名まで）

3. 実習時期・実習期間

- 1) 実習は、6月または9～12月で実施する。
 - ※学部の事情により、希望の期間・日時に応じられないことがある。
 - ※必ずしも開始の曜日が月曜日からになるとは限らない。
- 2) 実習期間は大学が定めた期間を基準に設定する。

4. 実習決定までの流れ

- 1) 本校ホームページに掲載している「教育実習 申込用紙」に記入し、本校にメール送信。
 - ※送付された資料については返却しません。また目的以外の使用はいたしません。
- 2) 受け入れ条件等を考慮したうえ、校内において受け入れの可否を検討する。
- 3) 受け入れを許可された者は、大学へ「内諾依頼書」の送付を申し出る。
- 4) 実習日時は決定次第、連絡を行う。

5. その他

- 1) 受け入れ学部、学級については学校が指定する。
- 2) 実習約1か月前にオリエンテーションを実施する。実習中のサービスや実習学級の指導教員と実習学級の状況や授業等について説明を行う。
 - ※事情によりこの日に出席できない場合は、学校から別の日を指定する。
- 3) できれば実習の前年度にボランティア等で学校の教育活動などの体験をしておくことが望ましい。